

会 議 結 果

会 議 名	第2回一色地区産廃跡地問題地域会議
日 時	平成27年2月18日（水）午前9時45分～正午
場 所	西尾市役所一色支所 会議棟 会議室、産廃跡地現場
出 席 者	委員：委員17名（欠席2名：稲垣芳樹、斉藤時彦） 事務局：田中環境部次長、犬塚環境保全課長、鈴木課長補佐、三矢主査
傍 聴 者	26名、報道機関4社
議 事	下記のとおり
議 事 要 旨	<p>1 会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつの概要は次のとおり。 <p>第1回会議のときにも色々と意見が出ましたが、こういう問題は現地をきちっと見ていただき、処分場はもとより周辺がどうなっているのかということについても地元の皆さんもたくさんいらっしゃいますので、色々お聞きして、それをみんなで共有できればと思っております。</p> <p>この地域というのは、アサリ、海苔が大変有名なところであります。全国の食卓にあがるような愛知が誇れる産地であります。これをきちっと守り、安心安全で、全国の方々からこの三河の水産業は素晴らしいと言われるところにしていかなければいけないと思います。そのためにもこの処分場を負の遺産としていつまでも残すわけにはいかないと思います。皆さん方と意見交換して良い方向に持っていきたいと思っております。</p> <p>2 跡地現場視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩田跡地の調整槽、産廃処分場の污水处理施設（調整槽、污水处理プラント）、産廃処分場第1工区、第2工区、第3工区、第3工区周囲の堰堤、竹生新田排水機場周辺にて雨水及び生活排水等の調整池や海苔、うなぎの養殖の状況など、跡地及びその周辺について現地視察を行った。 ・主な質疑は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ○県が採水を行っている場所はどこか。 <ul style="list-style-type: none"> →調整池、汚水を処理した排水の放流口、排水路内の中流域と排水機場の4箇所で行っている。 ○第3工区外周水路内の水を汲んで調査しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> →水路内の水を調査している。また、旧一色町のときから西尾市においても水路の底質汚泥を採取し、調査している。その結果については前回の資料でお配りしたとおり環境基準と比較しても異常は見られない。 <p>3 議題</p> <p>①第1回会議質問事項回答について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料に基づき事務局説明 <ul style="list-style-type: none"> ※内容は議題①に係る資料（別紙1）を参照。 ・質疑は特になし。 <p>②第1回会議検討事項等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料に基づき事務局説明 <ul style="list-style-type: none"> ※内容は議題②に係る資料（別紙2、資料2-1、2-2）を参照。 ・「1 周辺調査などデータ取扱いに係る会議の進め方について」の協議結果 <ul style="list-style-type: none"> ●データを取扱う際の会議の公開、非公開及びデータ資料の取扱いについては、事前に会長及び事務局が協議し、決定していく。

・「2 委員の増員について」の協議結果

- 平成27年度から、1号委員（地域住民代表）を2名増員し、一色地区の西部、南部、中部、東部小学校区の各代表町内会長及び生田町内会長を委員とする。
- 平成27年度から、3号委員（識権者）に名城大学大学院総合学術研究科特任教授の鈴木輝明氏を加える。

③情報交換

・主な質疑は次のとおり。

- 調整池も既に開発業者が買収しているということであったと思う。調整池は、雨水の排水や生活排水を一旦溜めて三河湾に流すという非常に重要な施設であるが、この部分が現在民間業者の所有であることに対して市のスタンスを確認したい。
→調整池は民有地になっており、市が所有している部分はない。民間業者が土地を買収したため、現在、市としては手が出せない。
- 調整池に集まった雨水、生活排水の水質は、三河湾に流すときにチェックしないといけないと思うが、その排水基準のチェックはどこがやっているのか。
→排水機場のところで県が年2回調査している。調査結果としては環境基準を超えるようなものは確認されていない。
- この会議の方向性をどういう方向性でもっていくのか。土地が民有地という状況で、我々が産廃業者の跡地をうまくもっていけるものなのか方向性が見えない。どういう方向で議論した方が良いのか、その方向付けをしっかりといただけるとありがたい。
- そのことをきちんと議論しないといけない。極端な話、条件さえクリアしてくれれば民間業者に産廃処分場を建設していいと言ったときにどういう課題があるのか。その逆に、建設してもらっては困るということになれば民有地をどうするのかという議論が出てくる。この辺りをどういう風にするかということは、3回目以降で議論しないといけない。
- 市としては、庁舎内組織として跡地問題協議会と検討部会を組織している。その中で議論している事案があるため、3回目以降についてはその協議した事案を説明し、意見等をいただきたいと考えている。

④その他

・事務局より次の2点について説明。

1. 委員に対して警察を名乗る者から産廃建設可否についての電話があった。今後同様のことがあった場合には事務局に連絡を依頼
2. 次回の会議については、5月の連休後から中旬に開催予定